

平成23年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ニューフレアテクノロジー
 代表者名 代表取締役社長 三浦 康明
 (コード番号：6256)
 問合せ先 取締役総務部長 天明 郁夫
 (TEL. 045-471-1982)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を平成23年 6 月 28 日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第426条及び第427条の定める取締役、監査役の責任免除制度に基づき、定款に第23条（取締役の責任免除）及び第32条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、第23条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u> 第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 第24条～第31条 (現行どおり)
第 23 条～第 30 条 (条文省略)	
(新 設)	<u>(監査役の責任免除)</u> 第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 第 33 条～第 37 条 (現行どおり)
第 31 条～第 35 条 (条文省略)	

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 28 日

以 上